

平成29年第7回大月市農業委員会委員総会会議録

開催日時 平成29年7月19日(水) 午後1時30分から

開催場所 大月市民会館4階会議室

出席委員

会 長	1 番	宮 咲 寛也
委 員	2 番	志 村 喜光
	3 番	西 村 恒男
	4 番	平 井 美孝
	5 番	今 泉 治通
	6 番	萩 原 剛
	7 番	蔦 木 正彦
	8 番	小 宮 山 篤
	10 番	小 俣 昭男
	11 番	久 嶋 良元
	12 番	古 田 政義
	13 番	米 山 義一
	14 番	渡 邊 克典
	15 番	天 野 千明
	16 番	小 宮 文男
	17 番	和 田 廣行
	18 番	小 林 良次
	19 番	梶 原 勝
	21 番	金 井 信

欠席委員

20 番 鈴木 章司

1 互礼

2 開会

平成29年第7回大月市農業委員会委員総会を開催致します。

3 会長挨拶

会長の挨拶ということでございますから総会の中でやる挨拶をここで前もって申し上げたいと思っております。ちょっと長くなるかも知れませ

ん。また、重複する部分もあるかもしれませんが、私も最後でございますからこれまでの総括というような意味もございまして、多少のことは、これ勉強になったことを皆さん方にお話ししなければというような義務感もあろうかと思っ、一言だけ申し上げます。

皆さん、こんにちは。本日は平成29年度第7回大月市農業委員会委員総会を招集致しましたところ、連日猛暑日の続く中、繰り合わせご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、TPPを端緒とし農業を成長産業として捉え、6次産業化を振興し、並行し儲かる農業の推進へと舵が切られた。他方昭和26年施行された農業委員会等に関する法律が抜本的に改正され、平成28年4月1日に施行されました。農業委員の選出方法や定数の変更はもとより最適化推進委員の新設であります。急速な少子化は人口減少、超高齢化、一人暮らし世帯の増加等地域社会の活力そのものが心配されるところでもあります。わけても農業従事者の高齢化と青壮年層の農業離れは深刻なものがあり、特に中山間地の農業深刻は一朝一夕には行かない。しかし、改正農業委員会法では農地の利用の最適化の推進が農業委員会の法令業務として位置づけられました。農地の利用の最適化は担い手への農地の集積・集約化、また耕作放棄地の発生防止と解消、更には新規参入の促進であり、農業委員会には地域に密着した現場活動が強く求められております。今農地法に基づき利用意向調査が利用状況調査を基にして実施されており、結果として農地に対する地主の意識に相当なばらつきが浮彫にされ、対応に追われている現状がありますが、この意向調査の実施は初めてのことであり想定された混乱状況だと思われませんが農地に対する基本的な認識が深まると共に注意喚起にもなっているのかと思われま。

大月市農業委員会も明日から新農業委員会法による新体制に移行します。県内27の市町村のうち南アルプス市、中央市、昭和町、富士河口湖町、南部町、富士川町の6市町が新体制に移行しており、今年7月中には16市町村の農業委員会が移行し、5市町村を残すのみとなります。

本日は、第22期大月市農業委員会締め括りの委員総会であります。案件は、農地法第3条が2件、第4条が1件、第5条が2件であります。有終の美を飾る総会となりますようお願いを申し上げます。挨拶とさせていただきます。

また、本日は感謝状の贈呈と同時にご挨拶をいただきました。誠にありがとうございました。

4 開会宣言

宮咲会長 本日は、鈴木章司委員が欠席でございますが、1名の欠席でございます。農業委員会等に関する法律第27条の第3項に規定する定足数に達しておりますので、本総会の成立を宣言致します。

5 議長選出

事務局 大月市農業委員会会議規約第3条に基づきまして、議長を会長にお願いしたいと思います。

6 議事録署名委員の指名

議長 16番 小宮 文男委員 17番 和田 廣行委員を指名する。

7 議案審議

議長 日程第7、これより、議案審議を行います。議案第17号、農地法第3条の規定による許可申請に対し許可を求める件。次のとおり、許可申請があったので審議を求める。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長連名通知）の第1の2の（1）の規定により、意見を決定するため審議を求める。申請番号1及び2につきましては貸主と譲渡人が、また借主と譲受人が同一につき、関連案件として一括上程し、一括審議とします。担当委員の説明を求めます。渡邊克典委員お願い致します。

渡邊委員 議案第17号につきまして、説明を致します。

申請番号1及び申請番号2は、申請人が同一人であり、申請番号1は使用貸借、申請番号2は所有権移転ですが、関連があり、併せて説明致します。

申請番号1、権利、使用貸借です。所在は〇〇町〇〇字〇〇〇〇、地番××××番×1、登記簿地目畑、現況地目畑、農振農用地、面積1,080㎡。貸主、大月市〇〇町〇〇××××番地、●●●。借主、大月市〇〇町〇〇××××番地×、●●●●●。経営面積は●●さんが7,409㎡、●●さんが90

1 m²です。労力総数は1名、申請事由は借主の農業経営の拡大です。

2頁の位置図と3頁の写真を併せて見ていただきたいと思
います。申請地は国道20号線、●●●●から県道○○○○○
○○線を約1km入った●●●●の入口を左折し、○○に向か
って100mくらい行ったところ。第2種農地です。ちよ
うど○○○の手前、右側の現況は3頁の写真のとおり梅林にな
っております。下草もきちんと刈られ、しっかり農地として管
理されております。

2頁の位置図、4頁と5頁の写真を併せて見ていただきたい
と思ひます。

申請地は申請番号1と同じですが●●●●の入口より先15
mほどを左に折れた場所に位置する第2種農地です。

譲受人の●●●●●さんは、譲渡人の●●●●さんの娘婿にあた
り、住まいも隣接しています。●●●さんは○○で●●●をしてお
り、今年××歳を迎えます。農業が好きで、現在自宅の周りに
901 m²の農地を所有しております。2頁の灰色の斜線部分2
筆と5頁の写真が●●●●さんの耕作している農地です。季節野菜
を作っています。来年●●●●した後は、更に農業を拡大し
たいということで、自宅横に●●●●さん所有の不作付地があり、
●●●●さんが××歳と高齢でもることから、義理の息子である●
●●●●さんに無償譲与し、申請番号1の梅林の管理を任せたいとい
うことです。

●●●●さんは、自己所有地と今回の申請番号1及び2の農地を
合わせると2,170 m²となり農業者としての要件が満たされ
ます。

営農計画によると借地は梅林をそのまま管理し、譲与を受け
る畑には季節野菜を作りたいということです。大農機具は耕運
機1台を所有しています。

農作業には奥さんと2名で従事する計画になっています。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明が終了しました。渡邊委員ご苦勞様でした。
ただ今の説明に対し質疑がございましたら、挙手の上、指名を
受けてからの発言としてください。何かございますか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありますので質疑を打ち切ります。これより裁決を行います。

許可に賛成の方は挙手をお願いします。

ありがとうございます。全会一致で許可と決定を致します。

続きまして議案第18号、農地法第4条第1項の許可申請に対し意見を求める件。次のとおり、許可申請があったので審議を求める。農地法第4条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長連名通知）の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。

申請番号1について、担当委員の説明を求めます。天野千明委員お願いを致します。

天野委員 はい。議案第18号、申請番号1について、説明致します。

申請地は〇〇町〇〇字〇〇〇、地番××××番×、登記簿地目畑、現況雑種地、農振農用地外、面積は155です。

申請人は大月市〇〇町〇〇××××番地、●●●●。転用目的は進入路及び駐車場で、平成18年より住宅への進入路及び駐車場として使用しています。

平成28年第12回大月市農業委員会委員総会において議案第44号、農業振興地域整備計画に対し意見を求める件としてご審議いただき、進入路及び駐車場として農振農用地から除外の許可を受けた農地であり、この決定に基づき転用申請されたものです。

7ページの地図、8ページの写真をご覧ください。

申請地は、国道20号線〇〇地内〇〇〇〇〇〇〇〇〇を左折し、●●●●入口信号を右折して50mに位置する第2種農地です。8ページの写真のとおり、既に砂利が敷き詰められています。始末書がでておりますので、読み上げます。

始末書 山梨県知事殿

農地法第4条第1項の許可申請の対象となるのは、平成18年1月28日、相続を原因として取得した大月市〇〇町〇〇字〇〇〇××××番×の畑です。

自宅に隣接する畑で耕作をしていた(平成5年7月19日に宅地から畑に地目変更がされている)時もありましたが、私が相続してからは自動車の進入用道路・駐車場の用として雑種地として使っています。この度自宅を娘名義で隣地に新築することになりましたので、進入用道路・駐車場として再整備をして雑種地として使っていきたいと思っています。

そこで、土地の現況と地目を一致させ、雑種地を雑種地として利用できるように農地法第4条第1項の許可申請を致します。

今回の申請に関して農業委員会を始めとしてご迷惑をかけたことを深くお詫びして今後二度とこのようなことにならないことを誓約致します。

隣接する土地は、すべて申請人が所有する土地であり、隣地所有者の同意も必要ありません。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 担当委員の説明が終了しました。
ただ今の説明に対して質疑がございますか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありますので、質疑を打ち切ります。これより採決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。

はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定します。

議長 続きまして議案第19号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し意見を求める件。

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農林水産省農村振興局長連名通知)の第4の1の(4)のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。

申請番号1について、担当委員の説明を求めます。

米山義一委員お願いします。

米山委員

議案第19号の申請番号1について、説明致します。
資料の10ページの位置図と11ページの写真を併せてご覧ください。

申請番号1、権利は使用貸借です。所在は〇〇町〇〇字〇〇、
地番×××番×、登記簿地目田、現況不作付地です。農振農用
地外、面積495㎡です。

貸主は大月市〇〇町〇〇×××番地、●●●●。

借主は〇〇市〇〇町××××の× 〇〇〇〇〇〇〇×の×
××、●●●●、●●●●です。

転用事由は個人住宅の建築です。

申請地は、国道139号線の〇〇地内の〇〇〇〇〇〇〇〇〇手
前約100mを右側に折れまして斜線部分に位置する第2種農地
です。

貸主の●●●●さんと借主の●●●●さんは●●●●で、●●●●さん
と●●●●さんはの●●●●の関係にあります。●●●●さんは、現在、
〇〇〇市の●●●●にお住まいになっており、●●●●さんの●●●●が
高齢になったため、近くに住みたいということで、●●●●さんに
相談したところ、●●●●である●●●●さんの土地を借用し、そこに
住宅を建築することになりました。

申請地に隣接する農地の所有者からは1名を除き同意も得て
おり、●●●●●●の意見書も併せて得ております。同意を得られ
ない1名についてもその経緯書がこちらに届いておりますので、
経緯書を説明させていただきます。

経緯書。平成27年3月の農振農用地域除外申請の手続きを
しました。その際には、所有者より署名、捺印をいただきこと
ができました。除外申請も受理いただき、農振も外すことがで
きました。

ところが●●●●さんが住宅の計画を進めており、農地転用の手
続きを行おうとした際、改めて地主さんを訪ねた時に高齢のため、
亡くなったとのことであります。その後、御子息への相続
の噂を聞き、御子息のところへ伺おうと思いましたが、場所が
分からず、同意が得られませんでした。

先ほど言いましたが外4名からは同意をいただいています。
その点何卒よろしくお願い致します。

計画によりますと、建築する住宅は木造2階建て、延べ床面

13頁の写真をご覧いただきたいと思いますが、真ん中辺りの青い部分が申請地ですね。右の方は完璧に耕作してあります。左の方に家が3軒ほど見えますが、この外×軒くらい家があるんですが、実際住んでいるのは×軒で後は空き家ということでございます。

借主の有限会社●●●●●●●●は太陽光発電の事業者で、市内にも数箇所太陽光発電を設置しております。事業計画によりまず太陽光パネルを352枚を設置し、発電出力49.5kwの太陽光発電施設を設置することになっております。大月市とも太陽光発電施設設置のための事前協議も進められており、再生可能エネルギー太陽光発電施設の認定も受けております。現地の所有者の同意も得ているわけですが、特に私は太陽光発電については現地の同意が最も重要であると考えておりまして現地調査につきましても、特に現地の同意を調査致しましたが、申請書どおり完全に同意致しております。また、資金的にもしっかりした裏付けもございまして。提出書類に不備はないということでもあります。

以上、この案件につきましては、許可相当だと判断致しましたが、皆様方のご賛同をよろしくお願い致します。

議長 担当委員の説明が終了致しました。小俣委員ご苦労様でした。ただ今の説明に対しまして、何か質疑ございますか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありますので、質疑を打ち切り、これより裁決を行います。許可に賛成の方は挙手願います。
はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。

続きまして、日程第8、報告事項を議題と致します。
事務局より説明を願います。

事務局 転用確認証明交付に対する報告をします。

1番、15頁に写真がございまして、併せてご覧ください。
所在は〇〇町〇〇字〇〇〇、地番が××××-×、地目が畑

です。現況が宅地になっております。地積は282.95㎡、申請者は、大月市〇〇町〇〇×××番地、●●●●。許可年月日は平成29年2月14日、許可番号は富東農第×-×-××号、転用目的は個人住宅、交付年月日は平成29年6月21日になっております。

続きまして、2番、16頁をご覧ください。〇〇町〇〇字〇〇、地番××××-×、地目は台帳畑、現況雑種地、地積は93㎡、申請者は大月市〇〇町〇〇×××番地、●●●●さんです。許可年月日は平成29年6月15日、許可番号は、富東農第×-×-×、転用目的は進入路になっております。交付年月日は平成29年7月7日です。

続きまして、3番、18頁を併せてご覧ください。〇〇町〇〇字〇〇、地番は××××-×、地目は台帳畑、現況宅地、地積は480㎡になっております。大月市〇〇〇×丁目××番××号、株式会社●●●●●代表取締役●●●●●です。許可年月日は平成28年6月14日、許可番号は富東農第が×-×-×号、転用目的は●●●●です。交付年月日は平成29年7月7日になっています。

以上、報告致しました。

議長 ただ今、事務局より転用確認証明交付に対する報告がございましたけれども、この件に対して何か質問がございますか。

(異議なしの声)

それでは、すべての質疑を打ち切りたいと思います。

本日の全日程を終了とします。

なお、本日は第22期の大月市農業委員会最後の委員総会です。万歳三唱をして本総会の閉会と致します。

大月市農業委員会のご進展と各位のご健勝とご弥栄を祈念し万歳三唱を行います。高らかに、御唱和願います。

10 閉会時刻 同 日 午後13時40分

11 解散時刻 同 日 午後14時50分